

専修大学大学院法務研究科評価報告書
に対する異議申立書

2018年4月27日

専修大学法科大学院

専修大学大学院法務研究科評価報告書（以下「評価報告書」といいます。）に対して、以下のとおり該当箇所を示したうえ、異議を申し立てます。

ご検討していただきたいと存じます。

I 評価報告書 5 頁 第 1 分野【分野別評価結果及び総評】

「当該法科大学院の司法試験合格率を含む修了者の進路の状況に照らせば、当該法科大学院には当該状況に対応した抜本的な自己改革の取り組みが求められるところ、その取り組みの多くは 2015 年度以降に行われ、内容としても必ずしも十分ではなく、自己改革を目的とした組織・体制の機能の点で重大な問題があり、法科大学院に必要とされる水準に達しているとはいえない。」

評価報告書 9 頁 第 9 分野【総合評価及び適格認定】

「養成する法曹像とそのために必要とされるマインドとスキルについては評価できるが、これらを備えた法曹を恒常的に輩出するための取り組みの実施は遅きに失しており、内容としても十分ではない。当該法科大学院が、近年、奨学金の拡充、入試制度の改革、学生の学修支援体制の構築及び教員自身の自己点検の実施などの改革を進めていることや、定員・入学者に占める未修者の割合及び実務等経験者や非法学部出身者の割合が比較的高いという状況を考慮しても、法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が必要とされる水準に達しているとは認められない。」

評価報告書 26 頁 上から 8 行目から

「どのような者を入学させ、入学者をいかに教育しその実力を伸ばしていくかという観点からの改革の必要性について、全教員の共通認識が十分形成されていないのではないか、当該法科大学院による自身の教育活動に対する自己点検・評価が適切になされていないのではないか、との疑いが強く生じる。

当該法科大学院は以下のような改革を実施しているが、必ずしも十分といえないだけでなく、改革の実施が遅きに失したと言わざるを得ない。」

評価報告書 133 頁(14)

「当該法科大学院において、自己改革が十分ではないことは、先に指摘したとおりである。合格率の低迷もあって、これまでは、一部の教員にしかなかった危機感が、今では、他の多くの教員にも共有され、教員間の意思疎通を図り、法科大学院の教育の在り方について遠慮することなく議論し、改革していく気運が生まれてきたことが見出される。例えば、教員各自が自らの授業について自己点検シートを作成、提出し、また、これまであまりなされていなかった教員による他の教員の授業見学も行われるようになり、その結果が授業を行った教員にも伝えられるなど、その成果は徐々に現れていると認めることができるが、これらも本来、修了生の司法試験合格率が全国平均の半分未満となった 2013 年頃から行われるべきものであって、あまりにも遅すぎたと言わざるを得ない。」とのご指摘について

- 1 まず、上記の評価報告書 133 頁(14)「これらも本来、修了生の司法試験合格率が全国平均の半分未満となった 2013 年頃から行われるべきものであって、改革に着手するのがあまりにも遅すぎたと言わざるを得ない。」の箇所は評価報告書原案において、「これらも本来、『当初』から行われるべきものであって、あまりにも遅すぎたと言わざるを得ない。」との表現を改めたものです。時期が特定されていない、との意見を具申したところ、「2013 年頃」と時期を特定されました。
- 2 しかしながら、貴法務研究財団が、司法試験合格率などの客観的指標の導入等の評価基準、趣旨、解説等の改定をしたのは 2015 年 12 月で、『法科大学院評価基準・規定集』として 2016 年 5 月に刊行されています。評価基準は、評価規範であるとともに行為規範でもあります。評価基準が示された時期以前に、基準に従った

行為はできませんし、また、遑ってその基準を適用することはできません。仮に、貴法務研究財団において、評価基準改定前に、将来の基準の改定を準備していたとの事情があったとしても、2013年度には、自己改革に着手しなければならない、或いは、しなければ自己改革の時期が遅れるとの改善要請をすることはできません。また、貴法務研究財団において、2016年度下期からの第3巡目の認証評価を実施する前に、同基準を前提とした認証評価は実施されていません。にもかかわらず、基準制定前の時期において、本法科大学院に基準に従った行為を要請し、かつ、評価するという事は、法理論上ありえないとともに、これまでに、貴法務研究財団の認証評価において、このような手法による認証評価は、一切なされていないわけですから、公平性に反します。

- 3 ところで、貴法務研究財団作成の平成30年3月29日付「評価報告書原案への意見申述に対する回答」(2)において、「本評価では、調査によって把握した事実を総合的に評価した上で結論を出しており、「遅すぎた改革」のみを理由に不適合としたものではありません。」と記述されています。しかし、この記述は、上記2の疑問に対する回答或いは説明と全くなっていません。「調査によって把握した事実」については各分野で評価されており、第1分野の1-3と第9分野以外ではすべて「適合」となっております。これらを「総合的に評価」すると、何故「不適合」となるのか、その理由としては、ここで指摘としている「あまりにも遅すぎた」とする点以外に何があるのか、具体的に明確にご教示いただきたいと存じます。この点は、今後の、本法科大学院における改革にとって重要な観点となります。
- 4 また上記下線部は、いずれも、改革が遅すぎたことを理由としています。これは自己改革の成果が徐々に現れていても、改革が遅すぎたこと自体を理由と指摘するものです。しかし、認証評価は「法科大学院の法曹養成機能の維持・向上に資することを目的とするもの」であり、常に何時の時点でも、よりよく改善することを目的として実施されるものではないでしょうか。成果が徐々に現れようと、それが時期として遅すぎたという認証評価の理由は、認証評価の目的に沿いません。そのような基準自体は勿論ございませんし、その手法は、再評価・追評価という制度とも整合性がとれません。再評価・追評価ともに、その評価時点での、各法科大学院の教育活動等が必要と考えられる基準に適合しているか否かを評価すべきものです。この点についても、すでに評価報告書原案に対する意見書において指摘いたしましたが、何ら回答はありませんでした。

また、第3分野「教育体制」、第4分野「教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み」、第5分野「カリキュラム」、第6分野「授業」については、適切な自己改革をしているからこそ、その項目について、適合認定を受けているはずですが。

- 5 本法科大学院は、平成24(2012)年度に認証評価機関による第三者評価を受審し、自己点検を含む教育体制につき適合の評価を受けております。平成24年度(2012年度)の「適合」評価を踏まえて、これまで本学は法科大学院教育に当たってきたところであり、この適合と評価された年度の教育を受けた修了生が司法試験を受験するのは、既修2年で入学した者でさえ2014年からです。2013年の本法科大学院修了生である受験者はすべて、2011年度以前の教育(すべて「適合」評価)を受けた者です。このような事情を考慮せずに2013年の合格率をもとに「不適合」とすることは、考慮不十分と言わざるを得ません。「教育内容」につき、合格率に関する基準だけで「不適合」と結論付けることはできないはずであり、後述するとおり、「第6分野 授業」については適合であるBの評価となっています。

ちなみに、いずれの年も事情は同じであり、各年の合格率とその年度の教育内容が直結することは理論上あり得ません。仮にある年度の教育内容を合格率から評価しようとするならば、その年度の教育を受けた学生1人1人を確認し、その修了生が受験した年度での平均合格率と本法科大学院修了生の合格率（母数として何を設定するのも問題となりますが）を対比するほかはありませんが、これはほとんど不可能かと思えます（留年等があった場合も考慮せざるを得ませんし、そもそも本法科大学院のように小規模校であれば、わずか1名であっても率に換算すると大きな変動要因となります）。

以上の点は、既に評価報告書原案に対する意見書で指摘しましたが、貴法務研究財団からは「ご意見としては承りました。」だけしか回答がありませんでした。しかしこれは「意見」ではなく、動かしがたい「事実」です。この点についても明確な回答をお願いいたします。

- 6 なお、現地調査終了時点（平成29年10月25日）において各評価委員から指摘された事項については、既に以下のように対応を完了しております。①平成30年度入学者より修了・進級要件におけるGPAをそれぞれ2.00と変更しました。②平成30年度より「民事法総合演習Ⅰ（現代契約法）」及び「民事法総合演習Ⅲ（不動産及び金融取引法）」におけるオムニバス方式での授業を解消し、それぞれ単独の教員で担当することにしました。③修了判定、進級判定及び成績評価に対する異議申立規程を制定しました。④定期試験実施終了後に、試験問題の論点ごとに成績評価基準を明記したものを講評として配布し、学生各自に採点済み答案を返却することにしました。⑤平成31年度に向け、カリキュラム編成及び平常点のあり方をはじめとした成績評価の厳格化の検討を始めています。

このうち③及び④については、平成29年度後期試験より先行する形で実施しております。

II 評価報告書 132 頁(9)

(9) 「このように、当該法科大学院においては、設備や学生の援助については法科大学院としての体制を整えているものの、本来、最も重要な教育の在り方という点からみると、改革が十分になされておらず、教員間での十分な意思疎通がなされず、授業見学をした限りでは、学生が少人数でありながら、それぞれの学生の能力にあった授業方法が取られておらず、従前、学生の多かった際の教え方が少人数となった今でも漫然と行われている。以上より、この間、入試制度については改革を行ったものの、法曹養成教育という法科大学院の根本の部分については当該法科大学院の状況に応じた改革がなされていないことから、自己改革の意欲が十分あったとは認められず、現在まで、入試倍率及び定員充足率の向上については一定の成果があったものの、司法試験合格率の向上という点ではその成果が現れたとはいえない。」とする点

- 1 確かに、設立当初の一部オムニバス科目においては、意思疎通が十分でなかったと判断される科目がありましたが、学生のアンケート等から、教員間での調整・協議を実施し、改善を施してきております。ご指摘の教育の在り方についても、教授会において、合格率の低迷した状況以後、真剣な議論をしています。この点、評価報告書133頁(14)においては、「合格率の低迷もあって、これまでは、一部の教員にしかなかった危機感が、今では、他の多くの教員にも共有され、教員間の意思疎通を図り、法科大学院の教育の在り方について遠慮することなく議論し、改革していく気運が生まれてきたことが見出される。」と一定の評価をいただいております。したがって、認証評価実施時点において、「教員間での十分な意思疎通がなされていないとまで断定することはできないのではないのでしょうか。このように断定する

ならば、その根拠となる客観的な事実（教員や学生・修了生などとの面談結果やアンケート結果など）をあきらかにしていただきたいと存じます。この点も、今後の本法科大学院のFD活動の充実のため不可欠の情報となります。

- 2 「授業見学をした限りでは、学生が少人数でありながら、それぞれの学生の能力にあった授業方法が取られておらず、従前、学生の多かった際の教え方が少人数となった今でも漫然と行われている。」について

まず、本法科大学院は、少人数教育を特徴として謳っており、入学定員 55 人の際は、演習科目につき 3 クラスとしていましたが、入学定員が 28 人となった現時点では、演習科目については 2 クラスを基本としています。従って、各講義の受講者が多数から極端に少人数になったという事実はございません。

さらに、今回の訪問調査における、ごく限られた開講科目の、かつ短時間の見学により、授業全体の傾向は判断できません。貴法務研究財団は、評価報告書原案において、すべての科目についてこのような否定的な評価としていたところ、本法科大学院の意見書を通じた指摘に基づき、全体の授業についての評価ができないことから、「授業見学をした限りでは」との語句を挿入して評価報告書としました。この記載を受けて、本法科大学院においては、授業見学がなされた専任教員より、その状況について事情聴取を行いました。その結果が以下のとおりです。

今回の授業見学は、平成 29 年 10 月 23 日（月）3 限～5 限、10 月 24 日（火）1 限～4 限及び 10 月 25 日（水）1 限～3 限が実施され、見学の対象となった講義は、法律基本科目が 12 講義、展開・先端科目が 5 講義、実務基礎科目が 2 講義です。〔以下の「傍聴者」には評価委員の他、事務局員 1～2 名を含みます。〕

- i 【科目名】：人権の基礎理論 I・II（履修者 13 名）

【講義項目】：思想・良心の自由（第 5 講）

【傍聴者】：3 名

【傍聴時間】：1 名の先生が 20～30 分、他 2 名の先生は、それぞれ 10 分、5 分程度。なお、評価機関からは、1 時限目（9 時から 10 時 30 分）、2 時限目（10 時 45 分～12 時 15 分）の授業参観の予定を伝えられていたが、記憶が曖昧な部分もあるが、1 名の先生は、1 時限目の後半、9 時 45 分くらいから 10 時過ぎまで、他の 2 名の先生は、10 時過ぎからの見学であった。2 時限目（10 時 45 分～12 時 15 分）は 1 人もいらっしやらなかった。

【授業実施の具体的状況（質疑応答、説明の状況等）】：何人かの学生 1 人 1 人に質問を投げかけ（教科書の予習してきた部分についての要約をさせる、条文を読む、復習で過去に扱った判例について聞く）、その後、それらを取りまとめながら、教員が解説するという部分を、一番長くいらした方はご覧になったと思います。後のお 2 人がいらしたときは、もしかすると、教員の解説部分だけだったかもしれません。

【従前の授業を改めるべきなのに漫然と授業を実施したとの指摘について】：受講生それぞれと個別にやり取りして、各自の理解を確かめるという大人数授業では実施できないようなやり方で行っており、少人数に向けた授業を工夫しながら行っていますので、そのコメントには違和感があります。

- ii 【科目名】：行政法総合演習 I（行政活動法）

【講義内容】：事例演習問題 30 分、判例演習 60 分

【傍聴者】：2 名

【傍聴時間】：1 名の先生は約 20 分、1 名の先生約 60 分。

【授業実施の具体的状況（質疑応答、説明の状況等）】：30 分間の事例演習に

については、学生が十分な予習をしていて、満足な質疑応答ができたが、残念ながら、その重要な部分で見学が入らなかった。見学があった時間帯は、あいにく、学生からの質問等がなく、判例演習では急ぎ足で授業を進めた感じにとられたと思われる。

【従前の授業を改めるべきなのに漫然と授業を実施したとの指摘について】：判例演習では扱う判例の数が多いにもかかわらず、一方で学生の報告が長めであった感もあり、改善すべき点はある、と思う。

iii 【科目名】：行政法総合演習Ⅱ（行政救済法）

【講義項目】：原告適格に関する事例演習（第5講）

【傍聴者】：1名

【傍聴時間】：10時過ぎから5分間程度

【講義内容】：事前課題について報告者の板書（答案構成）をたたき台として、質疑応答方式で授業展開。報告者を中心として2～3名の受講生に対して設問についての自身の考え方を尋ねた。

定刻9時から始めた講義であるが、参観担当者が教室に入ったのは10時過ぎころであった。教室後方で立ちながらの参観。私と学生との質疑応答を聞いていた。私が各学生の回答内容をまとめようとして後ろを振り向いて板書している間に退出されたようであった。講義終了後に学生からは、「あつという間に帰ってしまいましたね」と言われた。

iv 【科目名】：商法Ⅰ（企業組織）

【講義項目】：取締役・取締役会

【傍聴者】：1名

【傍聴時間】：13時10分頃から13時30分頃まで約20分程度

【講義内容】：講義は、通常、前半において私が基本的理解について説明を行い、後半において予め提示してある課題について質疑応答の機会を持つという形をとっているが、当日は、前半部分にも質疑応答の機会を設けた、と思う。評価員の先生は、前半部の授業（私の説明セクション）を参観されていたが、後半部（質疑応答のセクション）については既に退室されていた。

v 【科目名】：商法演習Ⅱ（決済システム・企業取引）

【講義項目】：営業（事業）譲渡等の規制

【傍聴者】：2名

【傍聴時間】：約30分

【講義内容】：当該項目につき、学生との質疑応答を活発に行った。授業は、司法試験の合格とコアカリキュラムの確実な実行に向けて、全力で取り組んでいる。また、学生からもFDアンケートにおいて、高い評価を受けている。【従前の授業を改めるべきなのに漫然と授業を実施したとの指摘について】：誠に残念に思うとしかいいようがない。

vi 【科目名】：刑法Ⅱ（各論）

【講義項目】：親族間の罪の特例（刑法244条、257条）についての横断的考察及び強盗罪一般

【傍聴者】：2名

【傍聴時間】：約15分程度

【講義内容】：論述課題について添削答案の返却をした上で、学生を当てながら基本知識を確認する形式で講義を進めた。傍聴者がいた時間帯は、学生に条文を読ませ、親族相盗例の法的性質（刑法244条1項の「刑の免除」の意

味)等について質疑応答を行った。講義前半の主題は、刑法 244 条 1 項の適用が問題となる設例と、刑法 257 条 1 項の適用が問題となる設例を比較検討して、両規定の法的性質の違いを理解させることにあった。

傍聴の先生 2 名は、その設例検討に入る前に、約 15 分程度で退席したと記憶している。退席後も、通常通り、学生を当てて、基礎知識を確認しながら講義を進めた。

【従前の授業を改めるべきなのに漫然と授業を実施したとの指摘について】：そもそも、大人数を相手に講義した経験がないので、批判の前提が当てはまらない。また、未修 1 年の講義という性質上、対話的要素を盛り込むことには限界があるものの、上記のように、全体の講義進度を阻害しない限度で、学生の基礎知識の有無を確かめつつ進行するなど対話的要素を取込んでいる。

さらに、先般返却されたアンケート集計結果によると、本講義の学生評価は高いものであり、自由記載欄には、複数回実施している論述課題について、特に負担にならず非常にためになった旨の記載もあった。論述課題は、提出された答案を添削し、カルテに詳細なコメントを付すなどして実施しているが、学生としてもこのような個別的な指導について有意義と感じていると思われる。いずれにせよ、「漫然」と授業を実施したなどという評価は、如何なる意味でも当てはまらない。

vii 【科目名】：民事法総合演習 V（民事訴訟法）

【講義項目】：争点整理手続

【傍聴者】：1 名

【傍聴時間】：5 分程度

【講義内容】：期間満了・賃料不払を理由とする建物収去土地明渡請求訴訟につき、被告が、建物所有目的、売買代金債権を自働債権とする相殺等の抗弁を主張したのに対し、原告が、建物所有目的の合意を否認し、また、売買契約解除の再抗弁を主張する原告の準備書面を起案させたうえでの質疑応答をした。主要事実、間接事実、補助事実の違いを理解させ、自白の意義、拘束力を理解させることを目的とする。

【従前の授業を改めるべきなのに漫然と授業を実施したとの指摘について】：講義途中から 5 分間程度の見学であったので、直ちに、講義の評価をすることは難しい、と思う。

viii 【科目名】：労働法 II（展開領域）

【講義項目】：不当労働行為一総論

【傍聴者】：2 名

【傍聴時間】：授業開始後 5 分位から入室、1 名の先生は約 10 分、もう 1 名の先生は約 20 分

【講義内容】：不当労働行為の概要を説明しながら、学生に判例を簡単に 2、3 分で説明してもらい、質疑・説明しながら進める方針で行った。

傍聴の先生が来られたのは授業の最初の部分でしたから、まだ質疑応答が開始されていませんでした。

【従前の授業を改めるべきなのに漫然と授業を実施したとの指摘について】：不当労働行為の箇所は、学生がもっとも分かり難いところで、私としても、特に説明を工夫しているところでした、漫然と講義していると言われるのは、大変残念です。また、従前の授業と対比しておられますが、私は、今ま

で授業見学を受けた記憶がありません。

ix 【科目名】：刑事法文書作成

【講義項目】：保釈

【傍聴者】：2名

【傍聴時間】：20分程度

【講義内容】：学生に質問をして、基本的事項を確認しながら講義を進め、その上で前の週に書かせた起案の講評をした。

【従前の授業を改めるべきなのに漫然と授業を実施したとの指摘について】：指摘の理由が全く分からない。

3 以上のとおり、すでに提出した意見書で申し上げたとおり、見学を実施していない授業全体について、「従前、学生の多かった際の教え方が少人数となった今でも漫然と行われている。」と言えないばかりでなく、「授業見学をした限り」においても、そのことは言えるものではありません。

4 また「それぞれの学生の能力にあった授業方法が取られておらず」とする点についても、何の根拠もあげられておりません。もともと本法科大学院は、設置当初より少人数教育を徹底しており、そこではそれぞれの学生の能力に合わせて授業方法を工夫しながら実施してまいりました。この点は、各学期終了後の授業アンケートにおいてもデータとして示されており、現地調査において確認しているはずです。また評価委員による学生や修了生との面談においても、授業方法の問題点が指摘されたとの記載はどこにもありません。

いかなる根拠により、このような指摘をしたのか、ここも明確な回答（客観的な事実）をお願いします。

5 法科大学院設立後10年以上が経過し、本法科大学院における学生の能力に合わせた授業は、科目ごとに個々の教員が、質疑応答の手法も駆使し、毎年その都度、苦労努力し実施しており、授業内容自体も誇りとしているところです。これに対して、授業を見学した評価委員が基準とした授業内容・方法を示すことなく、一部の講義を短時間参観したに過ぎない調査実態であるにもかかわらず、このような結論を出されていることは、評価の在り方として適切さを著しく欠くものと言わざるを得ません。そもそも「従前」の本法科大学院でどのような授業がなされていたのかを知らない評価委員が、従前と同じ授業が「漫然と行われている」と評価することなどできないはずです。

6 さらに、貴法務研究財団の評価報告書には看過できない矛盾があります。まず、本法科大学院に対する貴法務研究財団の基準「第6分野 授業」についての評価は、以下のとおりです。

第6分野 授業

【各評価基準項目別の評価結果】

6-1-1	授業（1）〈授業計画・準備〉	B
6-1-2	授業（2）〈授業の実施〉	B
6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	B
6-3	理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	B
6-4	国際性の涵養	C

【分野別評価結果及び総評】

第6分野の評価結果は B である。

「授業計画及び準備は詳細なシラバスによってなされており、充実している。また、授業担当能力のある教員により、おおむね適切な授業がなされているが、個々の学

生の理解を確かめるための工夫については改善の余地がある。理論と実務の架橋を目指した授業が、質的・量的に充実しているが、一部の法律実務基礎科目については、より実務的側面を意識して実施するなどの改善の余地がある。国際性の涵養に配慮した取り組みは法科大学院に必要とされる程度になされている。」

- 7 すなわち、本法科大学院は、授業について、Bの評価を受けています。法科大学院設置の時点で、法科大学院、司法試験、司法修習、実務が、それぞれ、点ではなく線として機能することが唱えられ、法科大学院の教育内容・方法も、司法試験、司法修習、実務に連なるものとして求められ、各認証評価機関における評価基準が作成されたことを踏まえれば、この基準での評価が、本法科大学院の教育内容に対する最終評価となるはずですが、しかるに、評価報告書の第9分野において、「本来、最も重要な教育の在り方という点からみると、改革が十分になされておらず、教員間での十分な意思疎通がなされず、授業見学をした限りでは、学生が少人数でありながら、それぞれの学生の能力にあった授業方法が取られておらず、従前、学生の多かった際の教え方が少人数となった今でも漫然と行われている。」としています。すなわち、第6分野における、評価の対象となった「授業」と第9分野における「最も重要な教育の在り方」（＝「授業」そのものを念頭に置いての記述のほうです）の意味が違うということになります。第9分野において授業そのものについてこのような否定的な評価をするのであれば、その具体的な検討は第6分野でこそ行なわれるべきものです。ところが、その第6分野では、改善の余地はあるものの結果としてBと評価しています。これでは、第6分野における評価基準に従った評価が、第9分野ではまったく意味を持たないことと同じです。いわば各論におけるそれぞれの評価が総合評価にはまったく反映されず、個々の評価基準そのものが無意味化することになります。

なお、「一部の法律実務基礎科目については、より実務的側面を意識して実施するなどの改善余地がある。」との指摘は、民事法文書作成及び刑事法文書作成の実務科目において、期末試験の問題を、より実務的な傾向の強い問題を出題すべきとの指摘であり、授業内容に関するものではありませんでした。

- 8 基準には、司法試験合格率等の客観的指標を満たさない場合に、「・・・教育が適切に実施されていないのではないかと疑いが生ずる。」とするものがあります。この意味は、より緻密に、教育活動等の内容を調査したうえ判断する必要性が生ずる、ことであり、調査が不十分であっても、容易に結論を出せる、という意味合いではないはずです。

繰り返しになりますが、「教育」についての第6分野をはじめ各分野でそれぞれ「適合」と評価しながら、第9分野で突然「不適合」と判断するならば、より緻密な調査分析が必要ですが、そのような記述は評価書の第9分野からは読み取ることができません。これまで指摘してきましたように、評価報告書の当該部分の記述は不適切としか言えません。

- 9 「法曹養成教育という法科大学院の根本の部分については当該法科大学院の状況に応じた改革がなされていないことから、自己改革の意欲が十分あったとは認められず、現在まで、入試倍率及び定員充足率の向上については一定の成果があったものの、司法試験合格率の向上という点ではその成果が現れたとはいえない。」とする点

ここで指摘されている「法曹養成教育という法科大学院の根本の部分」が具体的に何を指すのか、論旨からは読み取ることができません。ここに代表されますように、今回の評価報告書では、「重大な」とか「根本」といった語句が頻繁に漫然と

用いられていますが（第1分野の1-3と第9分野）、受け手からは、それが何を意味するのか理解できません。具体的な基準あるいは事実を示すことなく結論づける手法となっており、今後の本法科大学院における改善に役立てること（これこそが法科大学院認証評価の主要な目的の1つです）ができません。

同様に、「自己改革の意欲が十分あったとは認められず」については、どのような根拠をもって、この結論を出したのか、この部分には明確な理由が記載されていないので、理解できかねております。前述したとおり、評価報告書133頁(14)において、「法科大学院の教育の在り方について遠慮することなく議論し、改革していく気運が生まれてきたことが見出される。」とされていますが、現時点で気運は認められるが、過去から現在までの総合評価として、不十分ということでしょうか。しかし、前述したとおり、認証評価は、一定の基準時（評価対象年度）における状況につき、なされるものであり、評価基準制定（改定）前にまでの過去に遡って、しかもその点について何ら具体的な理由を示すことなく漫然と判断する手法は、評価の在り方という点から見ても根本的な重大な問題があるものと考えます。

III 認証評価の目的

- 1 言うまでもありませんが、認証評価の目的は、あくまで、法科大学院の「教育活動の質的向上に向け」た発展と「教育活動等の改善」に役立つことにあります（『評価基準・規定集2016』2頁）。そこには「査定」という要素は含まないと考え、本法科大学院は、これまで3回の認証評価を受けてきました。ところが、今回の評価報告書は「査定」という観点で記載されているのではないかと考えざるを得ません。現に、平成30年1月31日に評価報告書原案を届けに来た事務局員とのやりとりの中で、事務局員3名とも認証評価には「査定」という要素を含むと断言しておりました。

「査定」であるからには、査定先からの意見書については、「ご意見としては、承りました」とだけ回答し、正面切って答えない、あくまで「総合評価である」として、それ以上に具体的な指摘をしないという姿勢が、評価書原案についての本法科大学院からの意見書に対する「回答書」からは読み取れます。

今回の認証評価を受けるに当たり、本法科大学院は、自分たちではなかなか気付かない点を指摘していただき、その改善や充実を図りたいと考えておりました。そのため、詳細な資料を提供しました。本法科大学院からの意見書を経由した後の評価報告書においても、各分野での評価については、今後の改善の指針ともなるべき事項を数多く指摘していただき、I-6に記載しましたように、ほとんどの部分は直ちに改善を図ることができました。

ところが、第1分野の1-3と第9分野については、具体的な事実や理由を付することなく定型的な決まり文句での評価となっており、どこに問題があり、どう改善していけばよいのか、改善の参考になるような記述はほとんど見られません。これは、基準に従って査定した、その結果である、という認識からではないでしょうか。

ご承知のように、平成27年2月に、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から、基準要綱基準Ⅲ-3-3（3）につき、「改善」ではなく「是正」という文言とする改訂案が示されたことがありました。しかし、評価の目的が当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てることにあること、及び他の基準に「是正」という表現がないこと等の理由により、この改訂は見送られました。

本法科大学院にも、貴法務研究財団の評価委員経験者が複数いますし、現在も引き続き評価委員を引き受けている教員もいます。いずれも、認証評価は査定ではな

く、問題点があるならばそれを明確に指摘し、その改善に資することについても、可能な限り指摘していくという基本方針で評価に臨んできました。

- 6 そこで、法科大学院認証評価は、基準には規定されていない、法科大学院の「査定」の要素を含むものとお考えなのか、明確に回答していただきたいと存じます。

この点は、法科大学院認証評価にあたっての基本的な視点にかかわる問題であり、本法科大学院だけにとどまらず、法科大学院すべてに共通する重要な問題であると考えております。

以上